



★ 令和 7 年度算定基礎届の取り扱いについて

今年度の算定基礎届の受付業務は郵送等により実施させていただきます。日本年金機構より送付される算定基礎届は今まで通り健保組合にご提出して下さい。

6 月中旬までに「社会保険の事務手続き」等の資料を各事業所宛に送付させていただきます。また、月額変更届が必要な事業所は事前にご連絡下さい。

★ マイナンバーカードの保険証利用登録のお願い

令和 6 年 12 月 2 日から保険証の発行が廃止され、マイナ保険証を基本とする仕組みになり、より良い医療を受けられるため、及び各種手続きをより便利にするため、マイナ保険証の利用をお願いしております。（お手元の保険証は、今年の 12 月 2 日以降使用できなくなります。）

なお、マイナンバーカードをお持ちでない方については、マイナンバーカード取得後に保険証利用登録をしてください。

★ マイナンバーカードの電子証明書の更新手続きについて

マイナンバーカードに書き込まれた電子証明書には **5 年**の有効期限があります。有効期限が過ぎた場合には、e-Tax 等の電子申請やコンビニ交付・健康保険証等に使用できなくなりますので、お住まいの市区町村の窓口で更新手続きを行っていただくようお願いします。

電子証明書の更新にかかる手数料は、無料です。
※電子証明書のみの有効期限が過ぎた場合でも、対面の本人確認書類としては引き続き使えます。

★ 家族健診(特定健診)受診券について

昨年に引き続き令和 7 年 4 月 1 日時点で被扶養者認定されている方を抽出し、40～74 歳（当年度中）の被扶養者全員分の受診券を組合で事前交付させていただきました。事前交付者に係る申請書の提出は不要で、新たに資格取得された方や受診券を紛失・毀損された方については「特定健診受診券申請書(家族)新規・再交付」の提出により健保組合で交付いたします。資格喪失された方については利用できない旨説明し受診券を破棄していただきますようお願いいたします。今年度も家族健診（特定健診）の受診時に、腹囲と血圧の数値を基に、特定保健指導の初回指導を分割して実施いたします。（医療機関によっては特定保健指導を実施できないこともあります。）後日、血液検査の結果も含め特定保健指導の階層化判定し、支援内容に応じた特定保健指導を実施します。

また、家族健診（特定健診）の結果で特定保健指導に該当された場合は、別途健保組合より特定保健指導に係る受診券を交付いたします。

★ 巡回レディース健康診断について（被扶養者）

今年度も 40 歳以上の女性の被扶養者を対象とした『巡回レディース健康診断』を実施いたします。（一社）全国健康増進協議会が取りまとめ、全国各エリアを 9 つの医療機関が分担し公共施設やホテルを会場に実施する巡回型の健康診断です。全国の健保組合の加入者が参加しているため、各会場には定員人数が設定されており、希望する会場や健診日に受診できないことがありますので予めご了承下さい。

こちらの案内は、委託先の（一社）全国健康増進協議会より、5 月 16 日に各事業所へ配布予定でしたが 5 月 9 日に届いておられると思います。過不足等ございましたらお手数ですが、健康管理課までご連絡をお願いいたします。